

小矢部市行政財産の使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市行政財産の使用料に関する条例（平成20年小矢部市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(時価の算定方法)

第2条 条例別表に規定する時価の算定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地 固定資産税路線価に当該土地の面積を乗じて得た額
- (2) 建物 当該建物の建築価格又は再調達価格から減価償却累計額を減じて得た額

(減免の基準)

第3条 条例第6条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 収益を目的とする場合 使用料の2分の1に相当する額
- (2) 収益を目的としない場合 使用料の額
- (3) その他市長が特に認める場合 その都度市長が定める額

(光熱水費等の負担)

第4条 行政財産の使用許可を受けた者は、当該行政財産の使用に伴う電気、上下水道、ガス、冷暖房等の経費を負担しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。